

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 臨床工学技士業務手当</u></p> <p><u>(臨床工学技士業務手当)</u></p> <p>第9条 <u>職員のうち、臨床工学技士が次に掲げる業務をしたときは、臨床工学技士業務手当を支給する。</u></p> <p><u>(1) 体外循環装置（人工心肺）操作・管理</u></p> <p><u>(2) ペースメーカー植込み</u></p> <p><u>(3) 補助循環装置操作・管理</u></p> <p><u>(4) 特殊血液浄化</u></p> <p><u>(5) その他前4号に準ずる業務として病院長が病院長と協議して定める業務</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、1日につき1,000円とする。</u></p> <p>(再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(月額の手当の特例)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 手当の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(再任用短時間勤務職員に支給される特殊勤務手当の額の特例)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(月額の手当の特例)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(実施に関し必要な事項)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～7 (略)</p> <p><u>(応援診療手当の特例)</u></p> <p>8 <u>職員が、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）第9条第1項に規定する正規の勤務時間中に市町村が施設（新潟県病院局組織規程第4条に規定する施設をいう。）以外で実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する業務に従事したときは、第6条及び特殊勤務手当に関する規則（平成12年人事委</u></p>

員会規則第6-224号)第40条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として応援診療手当を支給する。

9 前項の手当の額は、次のとおりとする。

職員の区分	手当の額
医師	業務に従事した日1日につき 35,000円(3時間に満たない場合 にあつては、13,000円)
看護師	業務に従事した日1日につき8,000 円(3時間に満たない場合にあつ ては、3,000円)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から適用する。